

潮来市手話言語の普及に関する条例（案） パブリックコメント

	件数	いただいたご意見	市の考え方
1	1	【第4条 市の責務】この度、潮来市内で手話言語条例が制定されるということ、手話を学ぶ立場として、とても嬉しく誇らしい気持ちです。私たち聴者は「音」や「声」を頼りに生活していますが、ろう者の方は「視覚」を通して情報を得て生活しています。視覚での情報保障が必要です。 例えば、スーパーやコンビニなど身近な場所で「目で見て情報がわかる工夫」（例：「袋が必要ですか？」「箸が必要ですが？」など簡単なやりとりを指差しで確認できるシート等）が増えていくことを願います。私たち聴者が「当たり前」であることが、文化や生き立ちの違うろう者には「当たり前」ではないことを理解し当事者の意見を取り入れながら柔軟に対応することが必要です。すべての市民が安心して生活できる潮来市でありますことを期待します。	貴重なご意見をありがとうございます。今後の施策推進の参考とさせていただきます。